

《 事務所ニュース 2019年4月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101
URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04-7103-8252
E-mail : info@kashiwa-iwasaki-sr.com

平成31年度の年金額について (平成31年4月から)

総務省から、平成31年1月18日に発表された「平成30年平均の全国消費者物価指数」(生鮮食品を含む総合指数)の対前年比変動率は、1%プラスとなりました。さらに、「名目手取り賃金変動率」は0.6%プラスとなりました。

物価変動率が名目手取り賃金変動率より高い場合は法律の規定に基づき、名目手取り賃金変動率を用います。さらに、マクロ経済スライドによるスライド調整率▲0.2%、前年度までのマクロ経済スライドによる未調整分▲0.3%あります。

そのため、2019年度の年金額は、名目手取り賃金変動率0.6%の為、マクロ経済スライドによる調整率の▲0.2%、前年度までのマクロ経済スライドによる未調整分の▲0.3%を引くので(計算式 $0.6\% - 0.2\% - 0.3\% = 0.1\%$)0.1%値上げされます。

つまり、2019年4月分から年金額は0.1%増額され、4月分と、5月分が6月14日(金)に支払われます。

● 2019年度の年金額 (月額)

年金額(月額)国民年金-老齢基礎年金1人分
65,008円(+67円)

厚生年金(夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額)221,504円(+227円)

※厚生年金は、夫が平均的収入(平均標準報酬42.8万円)で40年間就業し、妻がその期間すべて専業主婦であった世帯の給付水準です。

※在職老齢年金の60歳台前半の支給停止調整額は28万円に変更ありませんが、60歳台後半の支給停止調整額の46万円は47万円に変更になります。

国民年金保険料変更について (平成31年4月から)

国民年金の保険料は、下記の通り変更されます。

- 平成31年度・・・16,410円(月額)

健康保険料率及び介護保険料の変更 平成31年3月から(4月納付分)

全国健康保険協会は、平成31年度の都道府県単位の健康保険料率を改定すると公表しました。右記をご参照ください。また、全国一律の介護保険料率については、1.73%に変更になります。

変更は平成31年3月(4月納付分)からとなります。
従業員からは、4月に支給する給与から変更の保険料を控除してください。

全額表示	健康保険	合計保険料
千葉県	9.81%	11.54%
東京都	9.90%	11.63%
埼玉県	9.79%	11.52%

雇用保険料率の変更(平成31年4月から)

平成30年度から変更ありません。

雇用保険料率は下表のとおりとなります。

事業の種類	負担者		事業主負担		①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担	失業等給付の 保険料率	雇用保険 二事業の保険料率	
一般の事業	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
(30年度)	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
農林水産・※ 酒造製造の事業	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
(30年度)	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
建設の事業	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000
(30年度)	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000

(枠内の下段は平成30年度の雇用保険料率)

業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行
給与計算サービス(月次・賞与・年末調整)

労使間トラブルの相談

就業規則等の人事制度構築

個別年金相談(老齢・障害・遺族)

各種助成金の紹介、書類作成、提出代行